

関係事業者 様

財政局契約第二課長

本市契約事務の不適切な事務処理調査に関する御協力をお願い

日頃より、横浜市政に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市の契約事務において、一部の部署に不適切な事務処理が判明したため、あらためて再発防止に努めてきましたが、その後、同様の事例が別の部署でも判明したことから、このたび、本市全職員に向けて内部調査を実施することとなりました。

これに伴い、本市の契約事務の適正化に向けて、御多忙の中恐縮ですが、取引のある事業者様におかれましても、本調査に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 調査実施の経緯

監査事務局による財務監査の事前調査において、こども青少年局の一部の部署において施設の修繕等の委託で事業者から見積徴収を行う際に、本来であれば、複数の事業者に見積書の作成を依頼すべきところ、1者に他者の見積書の提出を依頼及び受領していたことが判明しました。その後、他部署も点検したところ、複数の不適切な事務処理が判明しました。

※令和3年2月22日 横浜市記者発表資料「契約事務における不適切な事務処理について」

2 調査の御協力を依頼する対象事業者 様

令和元・2年度 横浜市一般競争入札有資格者名簿の資格区分「物品・委託等」、「設計・測量等」の登録事業者様

※対象となる事業者様には、令和3年3月17日（水）以降に本市からメールを送信いたします。

3 対象契約内容・期間

契約日が令和2年4月1日から令和3年2月28日までの日付となっており、委託（設計・測量等を含む）、「物品購入」、「修繕」、「賃貸・リース」「電力の調達」、「労働者派遣」、「保険」など、工事請負契約以外の全ての契約のうち、本市担当者へ相見積もりによる見積書を提出した案件

※相見積もりとは、ここでは、本市担当者が見積合わせを行うべき契約案件において、1事業者が自社の見積書のほかにも他社見積書も発注担当者に提供することをいいます。

4 回答方法

別紙の回答用紙を E-mail または郵送にてお送りください。

回答手段	送付先	宛先	回答希望期限
E-mail の場合	za-joukenshorui@city.yokohama.jp	横浜市財政局契約第二課 委託契約係	令和3年3月30日（火）
郵送の場合	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10		

5 その他

御回答につきましては、任意となります。

なお、本調査に御回答いただいた事業者様につきましては、今後、本市との取引に不利益が生じることはありません。（明確に法令等に触れる場合を除きます）

（お問い合わせ先）

担当：横浜市財政局契約第二課 委託契約係

電話：045-671-2186

＜本市契約事務の不適切な事務処理調査に関する御協力をお願い（回答用紙）＞

本市と次の全ての条件に該当する契約を行った場合は、以下のアンケートに御協力ください。

- ① 契約日が令和2年（2020年）4月1日から令和3年2月28日までの日付になっている。
- ② 契約の種類が、委託（設計・測量等を含む）、「物品購入」、「修繕」、「賃貸・リース」「電力の調達」、「労働者派遣」、「保険」など工事請負契約以外の全ての契約である。
- ③ 複数者による見積合わせである。（単独随意契約、又は入札は含みません）

次の設問の該当する口にチェック（☑）または御記入ください。

1 上記の条件に該当する契約のうち、本市職員へ相見積もりによる見積書を提出したことはありますか。

※相見積もりとは、ここでは、本市担当者が見積合わせを行うべき契約案件において、1事業者が自社の見積書のほかに、他社の見積書も発注担当者に提供することをいいます。

- ある ⇒ 2へ
- ない ⇒ 以上で終了です

2 契約内容等（把握している項目のみでも可）

案件 1	◆契約件名	
	◆契約日	令和 年 月 日
	◆契約金額（税込）	
	◆本市担当者名	
	◆本市担当者所属名	区・局 課

案件 2	◆契約件名	
	◆契約日	令和 年 月 日
	◆契約金額（税込）	
	◆本市担当者名	
	◆本市担当者所属名	区・局 課

案件 3	◆契約件名	
	◆契約日	令和 年 月 日
	◆契約金額（税込）	
	◆本市担当者名	
	◆本市担当者所属名	区・局 課

※案件が多数ある場合は、別途記載のうえ御提出ください（様式は問いません）

3 御担当者名（匿名でも可）

御回答内容等について問い合わせをする場合があります。御対応いただける方をお教えてください。

◆事業者名	
◆担当者氏名	
◆御連絡先（電話番号）	

御記入は以上となります。御協力ありがとうございました。